烏山地域オウム真理教 対策住民協議会 会長 古馬一 行

御礼申し上げます。

支援・ご協力をいただき厚く

日頃から当住民協議会にご

見通せません。 断を許さない状況で、 第3波の恐れもあり先行きが になりましたが、まだまだ予 れてお過ごしの事と存じます。 型コロナウイルス対策の為、 大変厳しい生活を余儀なくさ 皆様に置かれましては、 緊急事態宣言は解除 第2波、

がオウム真理教(アレフ・ す。日本各地の協議会は 効な法律になっておりま 規制することができる有 ム真理教の活動に対して が、この法律が唯一オウ 回は7回目になります 新の期限になります。今 法」に基づく観察処分更 団)に対する「団体規制 ひかりの輪・山田らの集 ために署名活動 この観察処分を更新する そうした中で来年1月 集めた署名を法務大 を展

臣・公安調査庁長官・公安審 新の要請をします。 査委員会委員長に持参して更

動は、 リサイクルバザーの開催を中 リサイクルバザーを皮切りに 止致しました。これまで署名活 スの感染拡大を防ぐ観点から、 廻していただく方法と、 治会に署名用紙を送り回覧板で 署名活動を始める予定でした 今年は新型コロナウイル 山地域も今年の4月より 世田谷区内の町会・自

種々の行事にて直接署名を頂く



災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会の、藤井委員長(右から 2人目)と河村副委員長(右から1人目)に署名の協力を依頼した

住民協議会 し現在、 皆様からの署名集めは中止する 頭や行事での署名依頼の活動も 覧することを断念し、また、 の新たな方法を模索する中で、 がある回覧板に心配を示す声も には、 これまでのような署名用紙を回 三密を避ける観点から、 方法で行っておりました。

烏山地域 オウム真理教対策

### 回目の 更新の署名は代表署名で 「観察処分

ことに致しました。

を行っている烏山地域町会・自 会・自治会連合会の代表者の署 田谷区町会総連合会に依頼を して、世田谷区内28地区の町 そこで今回の署名方法は、 毎日ローテーションで監視 治会については、全町会・ 世

今年は、全区議会議員に 見書を提出していただ の期間更新を求める意 5 致しました。 署名をお願いすることに いております。 することに致しました。 また、世田谷区議会か 毎回、 観察処分 さらに

会も同様の形式で行う予 市や他の地域の住民協議 谷区、 今回の署名活動は、 足立区、 金沢 世

## 観察処分の経緯

いろいろな人たちの接触 新型コロナウイルス対策 町会・自治会会員の中 しか 街 行され、 の変化を3か月毎に公安調査庁 この法律では、観察処分により 加入している信者の名簿や資産 更新か否かの見直しがされます。 は3年ごとに公安審査委員会で 公安調査庁によるオウム施設への に提出すること、 団体規制法は2000年に施 同法に基づく観察処分 必要であれば、

自治会長の署名をお願 います。 裁判所の許可は必要ですが、強 ります。 を写真などで記録することにな 来ますが物品や証拠書類を押収 事件の抑止に、本当に有効だと ムのように過去に起こした重大な 来ます。この立入検査は、 することは出来ず、 は、必要に応じて行うことが出 立入検査ができること等となって 的に物品を押収することが出 一方、警察の捜査では、 公安調査庁の立入検査

現場での状況

5回目の観察処分では東京地裁 れました。アレフとひかりの輪と となった上祐らの言い分を聞き入 は当時、 起こす訴訟も全て棄却でしたが、 は別物という判断でした。 当時アレフの代表だった上祐史 一裁に訴訟を起こします。 アレフは教祖の麻原彰晃の 観察処分は違法とし東京 分裂して「ひかりの輪」 分裂し 毎回

> を出したのです。 強会だと主張します。 する観察処分を、 明白との事で「ひかりの輪」に対 宗教ではなく仏教哲学の勉 取り消す判決 その違いは

メンバーが中心となり新しい組織 らがいくら自分たちはオウム真 問題だと認識していました。 域の安心・安全に関わる重 得できるものではありません。 理教とは全く別物だと言い張って 自分たちは違うといっても到底納 看板だけ「ひかりの輪」に換えて、 (ひかりの輪)を構成していること しかし、当住民協議会として 大部分がオウム真理教からの 以前からの住居に住み続け、 分裂して南烏山に残った上祐 地

りの輪」は最高裁に上告しました ました。もし高裁での裁判に負け 敗訴でした。東京高裁は当住民 判決が確定しました。 ると、このような事例の裁判で一 ていたでしょう。 ると6回目の観察処分も無くなっ 協議会の主張に沿う判決を出し た。判決は 争っている最中に、6回目の観察 審で出た判決が覆ることは難し 査委員会は更新を決定致しまし 処分更新の時期を迎え、公安審 国は直ちに控訴し東京高裁で 却下されて本年3月に 異口同音に話します。 「ひかりの輪」の逆転 法曹関係者によ 「ひか

思います。

オウ

るのです 観察処分は重大な意味を持ってい オウム真理教がいる場所には、

教義と修行方法をそのまま承継

一方の

しひかりの輪」

は脱

#### 住民協議会活動の四つの柱

20年続けて来た、烏山地域オウム真理教対策住民協議会 活動は地域住民による、続ける事が大事というすばらしい 協力体制の結果です。

その活動には、大切な四つの柱があります。

一つめは最も重要な監視活動、二つめは協議会ニュース **の発行、三つめは抗議デモと学習会、そして四つめが署名・** 募金活動です。

オウム信者の居住するマンション前に設置された監視小 屋では、町会・自治会のメンバー、商店街、地域活動団体、 そして、小・中学校の P T A の皆さんが、毎日交替で見張 りを行っています。

始めた当初は道場のあるマンションに出入りする130人

近い信者の見張りでしたが、オウム真理教が足立区 へ移り住んだ今は「ひかりの輪」が対象となっています。

一年のうち年末年始だけを休み、交替で見張りを続けて います。この事は「ひかりの輪」だけにとどまらず、全国 のオウム信者への抑止力ともなり、住民活動の原動力になっ ています。

毎日書かれる日誌をめくると、信者の動向や危険性を察 知して共有する事が出来ます。

そして定期的に監視小屋だよりを協議会ニュースに載せ る事により地域に発信する役割をはたしています。

麻原が処刑された今でも、オウム集団には不穏な動きが あり、若い人々への入信活動を行っています。

監視の手をゆるめてはいけないと確信しています。

風化することを防いでいかねばなりま とって、次の世代にこのことを伝え、 代の方々は、 年が経過しており、その事件を若い世 サリン事件です。すでに発生から25 時多発テロ事件が発生。それが地下鉄 たのでした。霞ヶ関駅界隈はパニック 化学兵器である猛毒のサリンがまかれ 感染対策で、 きました。今は、新型コロナウイルス れません。その事件を見てきた世代に かつて日本が経験したことのない、 したのはオウム真理教という宗教団体 になりました。この凶悪な犯罪を実行 者14人、負傷者約6300人という 心で化学兵器であるサリンを使い、 前代未聞のテロは朝の通勤時間帯に起 一時は超満員の地下鉄の車両の中で、 世界最大級の都市、 「わたしの今生の目標は、 995年(平成7年)3月20 あまりご存知ないかもし 電車もすいていますが、 東京のしかも中

死

らが分派をして「ひかりの輪」を設立 2007年には教団元幹部の上祐史浩 2000年に「アレフ」と名前を変え 装化を進めていました。 創始者として設立した団体です。麻原 ハルマゲドンが来る」とし、 在も全国各地で活動をしています。 資格を失いますが、名前を変えて 事件後、この教団は宗教法人として 麻原彰晃(本名:松本智津夫)が教祖、 教団の武 終末論・

します。

さらにアレフからは

らお話を伺い、もう一

度、

オウム真理 関係者か い致します。

次号より、

当時の被害者、

などの活動へのご理解とご賛同をお願

教が犯してきた犯罪、

そして今の状況

ています

などについてお伝えしていこうと考え



います。 アレフの拡大抑止など事件の再発防止 は約1650人の信者がいるとされて 庁の調べによると、この三つの団体に に努めたい」とコメントをしていまし 脱会し、かつてのような思いはない。 150人程度となっているようです。 本拠がある「ひかりの輪」は全国で 記者会見で、上祐は「10年以上前に この中で、 松本智津夫元死刑囚への刑執行後の 京王線千歳烏山駅近くに 公安調査

対象になっています。 認定され、継承団体三つは観察処分の りの輪が今でも麻原の影響下にあると た。しかしながら、裁判などで、ひか かつてはアレフ

機意識が薄れていくことです。 惧していることは、 年間活動を続けています。今、 域オウム真理教対策住民協議会は20 烏山地域に入ってきています。 替わりがあり、若い世代の方々も多く 恐怖を風化させるわけにはいきませ そのほかの事件とそれによって受けた も書きましたが、地下鉄サリン事件や この紙面のように、 目の前にある現実をご理解いただき、 ことをご存知ない方も増えてきていま また、ひかりの輪と対峙する烏山 私たちは、知らぬが仏ではなく、 現実問題として、 地域の皆さんの危 抗議や監視をする 地域住民も入れ 事件の 冒頭に

分派したひかりの輪だけが烏山に残っ が千歳烏山駅近くを拠点としていまし 数年前に足立区に転出。

とはできません。 るものの、施設の中をうかがい知るこ と思います。公安調査庁や成城警察署、 ころにお住まいの皆さんは不安がある 烏山地域、 元住民による監視活動は継続してい 特にひかりの輪に近いと

協議会ホームページアドレス http://www.kyogikai.jp

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

本紙についてのお問い合わせ:世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所内住民協議会 電話 03(3326)1202・FAX 03(3326)1050

# 教は何をしたの か

Ą

同

性元幹部らが分派して「山田らの集団」 が活動するに到っています。

かりの輪に求めています。 し、活動の終了と解散を地域住民はひ 常に毅然とした態度で対峙 きがないか、毎日、

確認と監視を続け

住民などによる監視活動で不穏な動